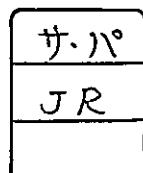


ブラジル国農村開発計画 (抄 訳)

昭和 61年 3月

国際協力事業団サンパウロ支部
農業情報室



国際協力事業団		
支入 月日	'87.1.20	703
登録 No.	15830	80.7 SP

国家農林開発計画 テキスト

以下は ブラジル農業省による国家農地改革計画と同時に農務省による発表された国家農林開発計画の要約である。本プランの上部に除かれた著者には ベードロ・シモン農務大臣 ジアン・サマジ企画大臣、及び ネルソン・リベロ 農地改革大臣が署名している。

- ベードロ・シモン農相によると 国家農林開発計画の基本方針は “迅速で効果的かつ 総合的新たな農業政策” に平行しておこなわれるべきを前提としている。新しい農業政策をくじけ 農地改革の成功や、農業技術などの拡充においてもその影響がある。
- 農地改革の受益者は適切な技術指導、融資、調整計画による特別の取扱い、新しい生産地帯の流通管理に対する集中的な訓練を受けなければならない。これらの機関をより多くは農務省及びその旗下の機関 (EMBRAPA, EMBRATER, COBAC, CIBRAZEM, CFP 等の他) である。
- 後者の主要農業政策である融資、税務実施、租税、最低保護価格、販売及び食糧供給政策や農産物の对外取引等に関する政策を根本的に変改するための研究が行なわれる所はならない。
- 政府は 農業部門内閣発議の中長期の戦略を作成せねばならない。この政策は 農産物の輸出及び輸入目標から、地域別の生産、雇用 及び 農業ヒュームの内需に対する目標を設定せねばならない。
- 本プランの持つ他の重要な点としては 農業企画システムの再整備、再構成にある。同システムの主要目標は 国家開発計画 (PND) が戦略に上記される前にあらかじめ決定し 同計画中の農業部門の開発政策に含められるものである。
- 本計画による又計画の基礎的な規制措置となり、又適用の方法を示す法律をも含めてある。政府による農業に関する法律の統合と完成の必要性が述べられている。

X

農務省により作成され、大統領に提出された 国家農林開発計画の全文は以下に記載である。

各種の問題の中でも 農地整備の問題は 民主同盟の公約に於ける決定の中でも特筆される問題であり、更に 特別の配慮の下に 政府の優先項目としている。

JICA LIBRARY



1025287[2]

土地問題における優先的及最級の社会問題を形成し、技術問題を含めて、人の問題、人的性の尊厳、その労働の価値化に対する莫下の配慮を示さねばならぬのです。

すて、莫下はすでに国家構築の中に占める農村構築の問題が特筆すべき位置を占めていますと確信する旨を明らかにしておられます。この両者を社会正義の名の下に同時に追求すればべきものであつて、常に所有権の保護とその社会的機能の原則、人間性の尊嚴のための条件として、労働の価値化、自由なインテグレーティング市場開拓の調和と連帯感、経済圧の私用に対する抑制、雇用社会の拡大等に向けられねばなりませんからにより農村人の國の富への参加が保護されねばなりません。

したがって農村社会の調和のある構築を目指す政策における、経済的目的(生産性)と社会的目的(平等)を統合することは不可欠の事項であり、農地改革に対する国の戦略が決定された今日、本問題に対する考査を行ふに当たる時期を得たものであらうと考えられます。

農業の必要性と国民の要望の中で莫下により、公布された農地改革法。その基本となる所有権の保護、農村の平和を保証するものでありますが、その目的には平和共存のための調停川を必要とし、ヨリ政府の業務範囲を超越してプログラムでありますから社会全体を基礎としており、秩序と民主主義の原則の中で農村の土地が農民によって入手出来るようにされたのであります。

農地改革はそれが完全に遂行された時に外、段階的、従属性の一つ、秩序の中で行われねばならない事です。他方、農地改革の目的のものはなく、社会正義を実現し、生産性を増加させるための手段である。これは社会平和に必要な手段と切り離して存在することはあり得ず、全体の一環として取扱われねばならぬものであります。

農林における諸問題は農地の上、配分の手で解決出来るものではありません。しかし、農地の上、配分は均衡した農村構築のために決定的に貢献するよりも事実であります。

すて、二つ目は土地問題をヒトだけ、その良好な配分の問題を離さず場合、農林労働者の問題を無視することを出来ません。農林における労働条件を正当なものとし、農林労働者が自己の労働の結果による生産性の向上が手の恩恵を受け得るよう草むものであつて、達成せねばならぬものであつます。

二つ問題が他の問題で避けられない出来事の問題は、フランス農業の問題で示すものが、総合的な改革を必要とするものであります。その中には農地改革や農業政策における宣寄性を持つものも含まざります。

他方、農地改革と農政との間の調和をとる：以農業部門における政府が行う改革を成功に導く基礎となるものであります。土地の所有と利用構造の根本的な改革だけでは、最近数年農政に影響を及ぼしてきたのが、正しくは国策でありました。

また、農業政策の変更と強化は、農地改革のプロセスで成功裡に設置されたかの不可欠の事項となり、この受益者は国の調査結果によると、優先的に技術援助や通商の融資、新しい生産地帯における集中的育成策を受けたのです。

農業政策は更に政府が設立する社会的復生事項と両立するかでなければならぬし、その他の農業部門におけるところにすこしひらく、基礎公債の生産拡大や小農業者の振興等に集中してあります。

我が國における後藤農地改革や農業政策が不足しているだけではなく、農林開拓の政策、すなわち、森林社会の実現に於て、農林人口が地元で生活をし得る条件を作り、安定期に農林中流域を造成する政策に欠けていたのです。20万石の政策を実行に移すために全国、州、直轄領、郡、労働者階級、及び生産團体等社会全体の責任において行なわれるべきものなのです。過度的の一政府の責に帰する問題であります。

これらの政策の実現は、実行に際して、連邦政府が州、直轄領、郡と連絡を保ち、農村問題の解決を図り、各々の問題解決の方法に合わせて適切な手段と方法を求める所がなければなりません。連邦政府が、この下部疾患を通じ、次の通りに述べ、そのために各州、及び郡が、必要な完全な融資も含め援助するものである。地域別の特性を尊重して、土地法典の規定に従い、連邦政府が、州や郡の权限に委任するか、適当でないケースのみでない直轄行動をとらせるべきである。

二のよう不規則の中での公共施設の増築の力による行動から内国移住が特徴であります。二十世紀の農地と、大都會への流出や、新しい農業開拓における生活条件の改良を目的とする統制を行動としていることが出来ます。

二の内国移住における送り出側と受け入れ側の州政府間、事前の関連を持たせ、内国移住が地理上の空間を埋め尽したの手段となり、人口密度の過密によって圧迫され、農林人口の吸収を行ない得る地域の緊張を緩和し得ます。内国移住のアクセスを企画する以上不可欠の二点あります。公共土地に対する植民地化、過剰人口の吸収のための新しい開拓を開拓の手段として用いらなければ

序文

・同様に、殖民政策の中に次のものがある

- 農村の協同組合制度及び共同連合体組織の普及と、実施のための法律のあり方。
- 農林生産者が農業政策を利用出来る状態に置く。
- 政府の優先事項として農林生産の問題を取り上げる。
- 民間の土地における行動から農地に肉する契約（借地、賃貸等）は特許法等の枠内に置かねばならない。これら農地に肉する契約の制度は、農業者と農林大臣より、農林の経済開発技術の振興、農業活動の振興に貢献し、農林大臣は、林木自己の農地を經營するための資格を有する方法となる重要な制度である。

農地改革と農業政策その他の補完措置と共に至るに接続し、支え合って運営するものであり、国家開発計画によって代表される国の総合的な開発政策の中には農林開発計画が含まれなければならない。二つ目は農林社会の福祉と経済發展に対する歩調の目的に向、在一連の行動と開拓するべきものである。

次に、1964年にメッセージ第33号により国会に提出され、同年法律第4,504号として発布された農地改革に関する法律と1969年土地法典を中心とし、農地改革、農業政策及びその他の措置を含め、社会正義と生産性の向上を基本的考え方とする国家農林開発に肉する政策の策定を策下に実現するものである。

2. 国家農林開発計画

国家農林開発計画は、他の不動産を手段と共に、農地改革と農業政策の二本の柱といふ、従ひ二つの柱と手段と集束して23項目ある。

i. 農地改革

甲) 新しい農地の造成、農業耕作の整備、社会平等及び生産性の向上の社会正義の農地改革、段階的かつ秩序立てられねばならぬ。この企画又は実施の段階における憲法上の規定、土地法典及び他の関連法規を尊重し、法律が制定されて行なわれるべからず。

1) 憲法の規定にむづき、農地の所有権を保証す。

2) 農地の所有者が土地の社会的機能を果し、有効に二種の利用による監督可。

- 3) 土地の社会的、経済的機能を充て、合理的な利用を計らうとする。既存の開拓地の面積は優先権を保有する。
- 4) 土地を持たない農民、労働者主及い農林労働者に、居住地域内、又は人口過密な過剰なためより離れていたり始めた地域を優先地域とし、経済的に利用が得る土地の取得条件を定める。
- 5) 民間の土地接取のほか、連邦政府も所轄し、特種の使用目的を持つものを利用出来る土地見付、適切なインフラを備えた土地としての公共用地又は農林労働者の貯蓄の対象として利用する。
- 6) 地域別又は国全体の利益を考慮し、社会正義と生産性の観点より、みなし優先地域と、接取の不
- 足する地域の選定を行う。
- 接取の優先的には次に序に行なわれる。
- 人口密度の高い地域 又は公共事業による恩恵を受ける地域に在り、利用可能な土地でありますから利用の土地。
 - 経済的、社会的秩序の原則に反する開拓が行なわれている農地（例えは「労働条件が人道的でない」、再生可能な天然資源の保存が行なわれないなど）
 - 生産を行なわれて所有権が明確でないため抗争が続いている土地、居住者（歩合作、借地、占有者）の立派さや土地の取上げability、深刻な環境問題による土地。
- 7) 土地の社会的機能の履行上との評価における地域別又は地区別の環境条件を考慮に入れる。
- 8) 農地改革の優先地域に位置し、経済的、社会的秩序の原則に応じて、既に大財主制の土地の接取の際、小農業者による補償金の支給が行なわれる。（憲法第161条の規定）
- 9) 農地契約（借地又は歩合）に於く、耕作生活者に於く、農業に從事しているが證明されるものに於く、接取地を含む、公告用地の取得における優先権を定める。
- 10) 大消費市場に近い地域の土地の配分に際しては、家庭園芸その他住民の基礎食糧生産の必要性を考慮する。
- 11) 次の状態において接取地を含む公共用地の譲渡又は地代併合の形式を用いる。
 - 単純に土地の最低限5年間農業者の居住する地域がある場合
 - 法律により定められた收容の義務を伴う困難に適當な收入を得る支給を保証する場合。

3) 農地改革公法の期限と目的を定め、地域別、全国別の定期的・長期プランと特需プロジェクトも並行して実施される。

農地改革の企画と実施の段階において 農地改革開発者(MIRAD)は各連邦州府の共同責任を、州、連邦直轄領、市又は民間(農業労働者 及び農業企業代表)の参加を得る。

農地改革開発者 農地の所有権構造における改正点を明らかにするため、各州政府との連絡を保ち、農地改革実施の段階、ニホン政府との間に法に基づく協定を締結する計画である。

農地改革につながる次の要件を持たせる。

- 1) 現政権の任期以内における国家農地改革プランに依り、ニホン内連邦 各連邦州府、州政府、直轄領政府、市行政府、又は民間団体(農業部門を代表する団体)の積極的参加が行われる予定である。

このプランによる目的と作業方法に基づき 土地法典に定められた(第34条)次の事項を定めること

- 地域別 優先地域の区分
- 農地改革の実施、管理等責任者名
- 各地域別 作成の条件と目的の決定
- 優先地域内の基礎整備部門、教育部門 及び技術援助部門における公務部門が計画と措置の組織化
- 国家計画及び各地域別計画の実施のために向けられる資金の限度を設置する

- 2) 国家農地開発計画が目的とする期間内に作成される農地改革の地域別プラン 及びその実施プランも同様に、ニホン内連邦 各連邦州府、州政府、民間団体(農業部門を代表する団体)の共同参加、共同責任態勢とされ、土地法典第35条に定められた次の条件を満たすことを目指す。

- 共同地域の区分
- 地域別 農地改革の目的の決定
- 地域別 優先事項の決定
- 接收可能土地の面積及び位置を明かにする。
- 改良工事を実施
- 必要とする機械類及びコストの推定

3) 地理的区分及び地域別のプロジェクト又は農地グルーピングの実施以外で普通の取扱いを受けるためには、以下の土地政策方針の規定が適用される。

- 上級社会及く経済に関する調査。
- 実需に決定の上特取引等の経済関係の属性及び種類
- プロジェクトの設立に必要な事項、インフラ・ストラクチャーの工事及び歩合作者の経済と保護する範囲
- 投資コストと投資形態
- 中央市街地に設置される基本的なサービス
- 目標とする家族收入
- プロジェクトの実施のために協定者及び合意書を取交わす公共及び民間機関より受けた協力。

4) 農地改革の国家プラン及び地域別プランが形成されるまでの間、農地改革の適用を緊密に併せて優先地域を明確化し、毎日、国家プラン又は地域別プランの作成の際、これに含まれるべき出来事。

5) 農地改革（又は農地開拓計画における）の企画及び実施の段階で次の補完事項を満たさなければならぬ。

1) "JR" 優先目標とする公共及び民間地への植民。

- 新しい農業前線の開拓（国の南端における主要な空地の開拓）
- すべて人口過密地帯の圧迫を軽減する。
- 双国移住の企画

2) 因紹通達による土地の区分及びその保管は、国家農林開発計画の内容に応じて行われる。この区分は土地の所有権に疑問がもたらされた時に起きた紛争を終了せ、また所有者と他の所有者との所有面積を明確にするために行われるもの。

3) 農地への課税は面積、位置、又は開発条件等、税額決定の要素となる社会面、経済面を考慮に入り、累進課税の原則が用いられる。政府が支入の減少しを招くか、実質的な税の微減をすれば二つとも留意しなければならない。

4) 農地の区域と整備、最新時点でのデーターの整理、農地モルタルに関する再検討、これらは国内の各地域の実情、農地の開発形態、農地モルタルの必要面積、工場の新設立ち、農地改革の全国計画及び地域別計画上反映される。

5) 土地取得のための融資、二中は土地を持続的農民や霧細地主が自己資金の能力に応じて小面積の土地を購入する可視とする。

II. 農業政策。

土地の所有権、正当な占有権、及び其の適切な利用を保護し、農林経済の利益のために完全使用、国内の工業化プロセスとの協調で國の農事活動を指導する農業政策は土地法典及び関連法規の基礎とされねばならず、次の方針を持つものとする。

1) 國家開発計画の中にあり農業部門の企画活動を更に活性化し、次の目的に集中して企画を行ひ、

- 社会的に正当な、経済的に効果的な、環境面に適切な新しい農業開拓。スタイルを作成するための政府の行動を導く戦略を決定する。
- 農業生産者の活動場所を定め、規律化するため目的ヒートラブル農業のための農業一環統合の地域選定を行ふ。
- 各州別の農業生産を最大限自給能率に近づけ（輸送コストの削減を図る）、原科庄（エリヤー）又は輸出用余剰品の生産上獨立した二つ目指して州別の生産及び供給計画と州政府の参加のもとに作成する。
- 農林在庫の推移と見通し、毎年農化する農林の筋肉問題の决策をあらかじめたゞける情報を作成する。

- 他の公共機関との連携において、内国荷主のセス、又は農林の生産条件の向上と企画するため、農業開拓及び環境問題の補完性を有する農林部附計画、又は工芸化計画を実施する。

2) 農業部門は現金完全に依存するのを軽減し、同時に農業部門の各分野（企業、協同組合、農地改革の受益者、借地農、歩合農、含む小規模農園）別に果樹取扱いを行ひ、從て新しい融資システムを設立する。

農業政策の全般に適応させようとする融資システムは、地域別、日合率及び輸出のための生産の多様性、需要供給向の両立を図るために設立される。

3) 次の方向に向けて農牧調査を指導し、生産者に対するその結果を普及する活動を集中的に行ひ、

- 中小生産者、平均的な資金能力に応じて技術レベルを求める、基礎食糧の生産を保護する調査を集中的に行ひ、

- 大型機械によらず環境の質を保全しながら、同一場所で長期にわたり生産を継続出来る技術の開発を優先的に行動。
 - フラント農業が外国技術の依存を軽減する方法としてバイオテクノロジー及びマイクロバイオロジーの分野の調査に主力を置く。
 - 農地改革の各プロジェクトで可能とする技術及生産方法を開発する。
 - 集中的な生産システムを用ひるによう、代替資源を含め、地下資源エネルギーを節約する技術開発等。
 - 各地域の特性に適応した技術の開発を目指す地域別調査、実施等。
 - フラント農業に於ける知識を深め、生の保存、開発及び商品化をするによう、外国への依存度を軽減する。
 - 中長期的に国家の利益に関連する技術造成のためのベースを拡大するニヒを目指して各大学との協同によるバイオテクノロジーを含めた調査を強化する。
 - 農地改革の受益者を含む生産者団体や農林省及び地方との連携を深めながら、技術移転のプロセスをすゝめる。
- 4) 次目標として、農耕者又は労働者地域別の特性に適合させる
- 一 公共部門の改善等の目標を強化するに伴い、業務の迅速化と期すための農家の組織を強化し、協同組合を形成する。
 - 農地改革による受益者の組織、訓練、又は技術移転へ参加する機会を充実する。
 - 有機農業における農業の使用によう、農業者を指導するによう、土壤と木の保存下での自然環境の保存と回復を図る。
 - 各生産単位の農業技術を全面的に開発し、各社会・経済環境に適した生産システムを開発する。
 - 灌溉システム及び排水システム、導入に付し、生産者と住民又は全体的に指導する。
 - 農業融資及び他の生産又は要素のための融資メカニズムの利用をすり、より多くの許諾を行ない推進する。これに協同組合活動にかけ強調する。
 - 食糧生産、適切な生産技術の使用、農業生産の機械化、水稲、生産物の輸送又は貯蔵、通商形態等によう広報し、討議し、指導する。
 - 生産物の格付、精製、保管、価格及び合理的な生産規模の購入方法や販売方法によう生産者を指導する。

- 生産者に対し、衛生又は健康、食糧品の調整と保存、対応措置を指導する。
- 国のエキスポート政策、付帯エキスポート用機械の建設と設置に關し、生産者に情報を提供し指導する。
- 技術改修のノロジスト不適であるといふ性格を認識するところ始まり、技術の充実と社会的利用、其の結果の吸収を行なう技術を開発する。
この意味におけるラジカル農業における技術改修の貢献は、～
この一部の最新技術と、工業化水準の水準にある大半の技術との間の溝を考慮し、～既存の技術構
造又は工芸ベースのほか、すこし葛根文化を考慮する、土壌をねらうなど。

新しい技術形態を更に再生出来ない、統合エキスポートの筋筋、輸入競争への依存の軽減、新しい
環境保全に対する考慮をもつた技術開発の利用を促進する方向に向かわなければならぬ。

6) 最低価格保護政策により効果的かつ安樂に実施するよう現実に合せた設計を行なう

B. 農業政策の企画と実施上際しては、次の補足事項に付し特別の注意が払われるべきである。

- 1) 生産物の販路、流通網の整備又は改善。
- 2) 農林変化の拡大、農牧產品の精緻又は加工の拡大、五大の労働吸収の方法として零細加工施設を含む。
- 3) 農業協同組合及び生産者連合団体の結成を促進する。
- 4) 優先的に簡易な方法による灌漑の実施を促進する。～～乾燥地帯や亞熱帯地帯の小
面積農地上における農業生産性の向上と、少く供給土地の走査を圖る。

C. 農務省は農業政策の策定と実施上際して、各連邦州内、中央農地改革局を通じ、大臣の
参加と共同責任態勢を以り、関連するすべての豚肉、飼育と保育、並びに地域別、地方別及
び全国の利益につながるよう、農業企画システムを通じて、州、直轄領、連邦、都又は民間
(農林を代表する豚肉)の積極的参加を求める。

Ⅲ その他の方針

国家農林部会計並びに農地改革と農業政策の主要な柱とすれば、これも又主なる不可欠な事項として
次の指針に行なわれること。

- 1) 次の事項を保證することにあ、農林生活水平を維持し、農林よりの流出を防ぐことを目的とした
～農林住民の社会的、経済的の振興を行なう。
- 農林の労働者及びその家族に安全を保証し、居住地域内で労働に從事するよう農林住民建

該プログラムを推進する。

- 農林教育を強化し、農業分野における専門技術の修得と訓練を行ひ、またその分野の城の文化の保存と振興が尊重されり。
 - 保健、社会保障を強化し、←←未成人者の保護を行ひ。
 - 農村居住者の生活条件の向上、福祉の増大を図り、全体的なコミュニケーション・システム（輸送、電信、電話、ラジオ、テレビ）や商業、娛樂施設を増加す。
- 2) 農事契約（法的認知する民間所有地の一時的利用及び占有形態としての信託や歩合の契約）は社会平等と生産性向上を目的とするものとし、適用される農業関連法規の履行に対する監督が強化され。
- 3) 生産物を消費中心地帯へ即時に輸送するに必要な道路の開設と保全、ヒル地帯及び丘陵地帯における輸送の遅延による生産物の腐損を避ける措置をとる。
- 4) 農業政策、森林政策、環境保護政策、土地整備政策、インシオ保護政策及び林木政策が互いに調和され、国の利益のために調和した結果で共存出来り且、相互の両立を圖る。
- 5) これらの措置、企画及び実施に際し、各関係省庁が農地改革、農業政策の担当部門、州政府直轄機関、市行政府又は民間（農村の代表組織）と共に農耕生活者の立場に応じて最良の方法で実現するに合同して行動しなければならぬ。

3. 法律。

1) 農地に関する法律と制約とはして、前に述べた法律全般と密接な合せでこれを避け得る向題である。すなはち、農地法全（土地問題上取扱い法律）のみなく、フランス法律の他の分野乃至は農林労働者法等も考慮に入れる必要がある。

法律外 国家農耕政策を規制する基本的な手段であり、二種により、実施の方法が決定されるのである。二種類の変更されることはあっても、それが発令され有効である期間中は、尊重されねばならず、任意の仲裁ではなく、安定し、秩序のあり方で開墾計画の実施を促す手段である。

法律の卒立及条文に忠実であることが求められ、裁判による決定にも従事しないと規定されている。

他方農地法の主導性を重視するには出来ない。この数多の法令を統括する主导性は、實務上はつづけざる如く、既農事上の裁判やその他のに該当する訴訟に関する法令設定の主导性が無視されまい。

これらの措置は規制ではなく、むしろ従事したブラジルの農業問題の解決に役立つもの。

農地法の統合と完成にあたっては、農業問題の基本的な面がより広げらるねばならぬ。この結果より更に農業問題の訴訟を規制する特別基準の作成が加えられるべきだ。

農事裁判に関する他の国々の経験では、農地法が制度の確立や国内の各現実に適する解釈が「法」不統一的で分類される段階となり、完成されたものではないため、裁判が空虚不役割を果してゐる。裁判官は該事件の農地の價格が不明で、農業生産者問題上、紛争解決の要素となる判例には、農地法についての知識が證明されず司法官によく指摘され、農業問題の解決のため、必ず空虚不役割が行なわれる。

農地法の重要性のほか、ブラジルの現実を農林の発展及び社会福祉に適する法律に適合させることも必要である。くくに農林労働者保護のため、農林地帯における労働基準局の活動を更に活潑化し、基準局を新設するなどの必要がある。

以上の農林労働に関する法律は、ブラジルの現実に合せて調整されねばならない。この点につき、その特殊の性格から特別の取扱いを要する農林における労働は完全に適合しないものでなければならぬ。

一方、農林社会保障に関する法律は、今日都市生活者が受けていると同様の恩惠を段階的に受けさせて出資する改正をすればならない。農林生産者と都市生産者との間にこの種の差別は存在すべきでない。

4. 農林開発計画は、その中心を農林労働者に置き、その労働の保護と価値化を図り、生活水準を向上させ、安定した農林中流階層の出現を期待するものである。この目的の達成のため、統合した行動によって得られるものである。これらの各種農林促進の权限又は直接の权限を避け、国家農林開発計画の業務実施、州、直轄領、都、及市連邦に存する機関と、これら各行政管轄の間に土地法典や関連法規に従ふる協定を結ぶものとする。

農地改革、農業政策及びその他の措置を通じて、これらの政策の対象に限らず、全国的かつ一般的な性格を持つ措置を阻害するべく、優先的に国日本を中心とする接觸を及ぼす地域、深刻な紛争や社会的緊張が起る、213地域、又は国家にとってその開発が特に重要性を持つ地域、たゞ33人口の過密が明らかとされる地域、土地の所有權が曖昧なため紛争があつたり、又は立退する旧居住者の退去（歩合、地代、又は占有）のため社会的緊張がみだる213地域、更には国家的見地より明瞭なる換地、即ち未利用の人口稀薄地帯等が優先とする。

すなはち農地改革の目的のため優先地域として明確かつマサニエ地帯のほか、上に述べたような地域と213国家农村

南東計画の赤道地域として次の地域があげられる。サンフランシスコ川流域、マットワラソン・ド・スール川流域、アマゾン川直轄領に亘る3周の国境地帯、ソリモエス川とアマゾナス川北部地域、及びアマゾナス川流域。

同時に又次の地域が国家農村開発計画の即時設置を必要とする地域である。東北地方の河川耕作農地開拓プログラムに含まれる地域、乾燥地帯100万ヘクタールの灌漑プログラムに含まれる地域、又は人連邦政府が選定し州政府が優先的取扱いを受けるべき地域であることを明らかにした地帯。

更に大統領によると既に承認済みの新規段階によるプログラムやプログラム外の地域が国家農村開発計画の赤道地域に含まれるべきが妥当である。

大統領閣下が、以上の黄下の義可を得るために上申いたしてた国家農村開発計画の基本路線である。

5. 国家農村開発計画の実施にあたっては、直接的、却つて遠隔地帯、後割は極めて大きなものがあり、責任の大部が州の行政府に帰される。これらの特徴は農林社会が持つ多くの問題に直面するところであり、また公共秩序を維持しサービスを供給する本筋立場は、これらの特徴に付し問題解決のために必要な換り物が手に入れねばならない。

この上申願矣より、各州、その管轄部門又は組織は国家農村開発計画のプログラム及びプログラム外の作成にあたって管理行政の地方分散、州内内の強化を目指し、(次回の地方行政評議会)農林社会の良好な指導を行なう所となり、必要な援助を主と、同時に地方行政専門の共同責任を負うものである。従つて日本憲法及び法による半官半民の政策を施行するにあつて適当でない場合で他の公務員が多少の責任をとる条件下で在川場合は各地方行政の問題に入ることとなる。

このように連邦政府は直接又は間接に各州及び郡の中で行動せねばならぬ場合に、連邦政府の行動が全体の均衡を破壊するに至り、事前に双方の了解を求めるものとする。

今、各州、その専門組織は各自に在る各州政府に向て、國の名において、国家農村開発計画の実施権を放棄する目的にて協定を締結する。

各州公務員の小措置、例として農地改革の目的に対する権限可能区域の決定、植民地の選定、公共地の区分、農地の整理、農地优化、貯藏仓库の建設、農地改良の建設、道路の建設等の計画化を参加する。

6. 本特許の権利の中の次の事項を行なはなければならぬ。

- すべての省に渡し、国家森林開拓計画の段階の時に要とする指針を決定した。
 - 大統領府企画省が政府の総合計画をコーディネートする機能を持ったところから、各地域別、部門別、計画と統合され、各問題を越えて各方面間に連絡と問題点の調整を行なう。
 - 農地改革実務者 又は其の下の幹部を中心として、農地改革又は指定地の企画と実行。
 - (特に大改革)
 - 他、関連省(内閣、直轄領、都、民間(森林部門の代表幹部))に依存する農地祭約の監督を行なわれた。

二の者によれば、史に根地改革の優先地域における連邦法の実効の二ルビート及び農業法の法律上閣下主要規定事項、地主、莫政のための作成を経过了也。二の中は公務事務割り法律工合也。

- 農務省又はその管下の機関に率いて農業政策の企画と実施、他の國体各部（上級農地改革の委員会、又は大蔵省）、州、直轄使、都之事務局（農林の代表機関）との調整、更に農地改革の優先地域に指定された地方における他の連邦機関の行動をコントロールする任務とする。
 - 地方の國体各部に率いて農業問題、農林社会和専門問題、及び農事法に係る法律の研究、他省、州、直轄使政府、都之事務局、SEPLAN（企画室）に対する報告書の提出を義務化する。
 - SEPLAN（大統領府企画室）は代表ヒル農務、農地改革専務者（メンバーヒル）が農林省長並みの統合又は評議會委員会、その他公的機関の代表として、他の一部門を代表して行うことを認める。

大統領閣下は、以上の指針を採用するに拘らず、農村に生活し、且つ土地を生産性の高い土地に変えておるが、
かくして農業人の社会的、経済的向上を通りて農村社会上平和と富の時代となる。莫大な費用が費用目的で
造成されることが可能と信ずる所以である。

二、社会工作改名为更广泛地开展慈善的宗旨之表明上之计划。

波多大臣 ペードフ、ショルジ、シモン

農地改革周全短
キルソン・フィナンス・リベーフ

大統領府企画庁長官 ジヨン・チャミー

(二上)

